

工事における総合評価方式の一部改正について

このたび、「東京都技術力評価型総合評価方式試行要綱」、「東京都技術実績評価型総合評価方式試行要綱」及び「東京都施工能力審査型総合評価方式試行の取扱」の一部を以下のとおり改正することとしましたので、お知らせします。

1 改正の対象

- 東京都技術力評価型総合評価方式
- 東京都技術実績評価型総合評価方式
- 東京都施工能力審査型総合評価方式

2 改正の内容

試行対象工事の金額

※ 詳細はそれぞれの要綱及び取扱をご確認ください。

3 施行日

令和8年7月1日以降に公告等を行う案件から施行します。

【問合せ先】

水道局経理部契約課契約調整担当
直通 03-5320-6402